

○土佐町教育支援センターのあり方検討委員会設置要綱

令和2年2月27日
教育委員会訓令第2号

(設置)

第1条 土佐町教育支援センター(以下「教育支援センター」という。)の今後のあり方について関係機関等の意見を聴取するとともに、関係機関と連携して取組を進めるため、土佐町教育支援センターあり方検討委員会(以下「検討委員会」という。)を設置する。

(任務)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項について検討し、その結果を土佐町教育委員会に報告する。

- (1) 教育支援センターの今後のあり方に関すること。
- (2) 関係機関との連携における各関係機関の具体的な取組に関すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、土佐町教育委員会教育長(以下「教育長」という。)が必要と認める事項

(構成)

第3条 検討委員会は、次に掲げる関係機関、団体等から選出又は推薦された者のうちから、教育長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 土佐町小中学校
- (2) 土佐町小学校 PTA
- (3) 土佐町中学校 PTA
- (4) みつば保育園
- (5) みつば保育園保護者会
- (6) 土佐町議会
- (7) 土佐町民生委員児童委員協議会
- (8) 土佐町社会福祉協議会
- (9) 土佐町学校応援団
- (10) 土佐町教育委員会
- (11) 前各号に掲げるもののほか、教育長が必要と認めた関係機関、団体等

(委員長及び副委員長)

第4条 検討委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員長は委員の互選によってこれを定め、副委員長は委員長が指名する。

- 2 委員長は、会務を総括し、検討委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 検討委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 検討委員会が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第6条 会議は、原則として公開とする。ただし、委員長が必要と認めた場合は、非公開とすることができる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、土佐町教育委員会事務局において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会について必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和2年2月27日から施行する。

2 この要綱は、委員会の設置目的を達成したときに、その効力を失う。